

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、  
同法第9条第13項の規定により公告します。

平成17年9月16日

京都市長 榊本 頼兼

建築物の所在地, 用途及び構造	命令を受けた者の 住所及び氏名	命 令 年月日	命令の内容	根拠条項
京都市右京区太秦 堀池町2番地7 一戸建ての住宅 木造2階建て	京都市右京区太秦 堀池町2番地7 新庄 達也	平成17年 8月17日	工事の施工を停 止すること。	第9条 第10項
	京都市右京区太秦 堀池町9番地7 有限会社清水工務 店 代表取締役 清水 幹夫			

(都市計画局建築指導部監察課)